

北海道告示第11429号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第3号に掲げるほっけ固定式刺し網漁業(日本海海域及びオホーツク海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年11月24日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
ほっけ固定式刺し網漁業	日本海海域・オホーツク海海域1区	積丹郡積丹岬正西の線以北及び目梨郡と斜里郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正東の線以北の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域のうち、東経140度29.8分の線以西の海域及び北緯44度38.1分の線、東経140度29.8分の線、北緯45度0.1分の線、東経140度44.8分の線とに囲まれた海域。 ただし、ほっけ固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、2月1日から11月30日まで	1隻	10トン以上20トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	<p>令和4年11月28日から令和4年12月27日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>許可の有効期間は、令和5年2月1日から令和8年1月31日までとする。</li> <li>起業の認可の有効期間は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</li> <li>申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</li> <li>許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。                      (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。                      (2) 海中に敷設する漁具の長さは、2月1日から2月末日までは12,000メートル以内、3月1日から11月30日までは15,000メートル以内でなければならない。                      (3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが36.5ミリメートル以上55ミリメートル以内でなければならない。                      (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。                      (5) 夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。                      (6) さけ・ます及び次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。                          ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに                          イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに                          ウ たらばがに                          エ あぶらがに                          オ すわいがに                          カ ベにずわいがに                      (7) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。                      (8) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。                      (9) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。</li> </ol>
	日本海海域・オホーツク海海域2区	積丹郡積丹岬正西の線以北及び目梨郡と斜里郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正東の線以北の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域のうち、東経140度29.8分の線以西の海域及び北緯44度38.1分の線、東経140度29.8分の線、北緯45度0.1分の線、東経140度44.8分の線とに囲まれた海域を除いた海域。 ただし、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線と、同表1.2及び3の点を順次に結んだ線以東の海域及びほっけ固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月1日から11月30日まで				
同上	日本海海域・オホーツク海海域1区	積丹郡積丹岬正西の線以北及び目梨郡と斜里郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正東の線以北の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域のうち、東経140度29.8分の線以西の海域及び北緯44度38.1分の線、東経140度29.8分の線、北緯45度0.1分の線、東経140度44.8分の線とに囲まれた海域。 ただし、ほっけ固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、2月1日から11月30日まで	5隻	同上	後志総合振興局管内に住所を有する者	
	日本海海域・オホーツク海海域2区	積丹郡積丹岬正西の線以北及び目梨郡と斜里郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正東の線以北の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域のうち、東経140度29.8分の線以西の海域及び北緯44度38.1分の線、東経140度29.8分の線、北緯45度0.1分の線、東経140度44.8分の線とに囲まれた海域を除いた海域。 ただし、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線と、同表1.2及び3の点を順次に結んだ線以東の海域及びほっけ固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月1日から11月30日まで				